

## 平成21年 3月18日（水曜日）

### 出席議員（16名）

議 長	渡 辺	旺 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

### 説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君			大 徳	茂 君
副 町 長	菘	外 史 男 君			北 川	真 由 美 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君			川 口	克 則 君
総 務 部 長 兼まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君			宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	荒 家	良 樹 君			重 原	正 君
都市整備部長	橋 本	稔 君			長 丸	信 也 君
消 防 長	八 田	精 三 君			転 正	步 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君			長 田	学 君
総 務 部 長 総 務 課 長	田 中	徹 君			中 西	昭 夫 君
総 務 部 長 総 務 課 参 事	島 田	睦 郎 君			長 丸	一 平 君
総 務 部 長 税 務 課 長	北	雅 夫 君			出 川	常 俊 君
まちづくり政策部 企画財政課長	山 田	吉 弘 君			津 幡	博 君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第3号）

平成21年3月18日 午後2時開議

日程第1

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について〕から

議案第42号 内灘町道路線の認定についてまで

日程第2

議会議案第1号 内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

（第3号の追加）

日程第1

許可第1号 議長の辞職許可について

日程第2

選挙第1号 議長の選挙

日程第3

許可第2号 内灘町議会運営委員会委員の辞任について

日程第4

選任第1号 内灘町議会運営委員会委員の選任について

日程第5

許可第3号 内灘町行財政改革特別委員会委員の辞任について

日程第6

許可第4号 内灘町環境開発対策特別委員会委員の辞任について

日程第7

許可第5号 内灘町議会広報対策特別委員会委員の辞任について

日程第8

選任第2号 内灘町行財政改革特別委員会委員の選任について

日程第9

選任第3号 内灘町環境開発対策特別委員会委員の選任について

日程第10

選任第4号 内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任について

日程第11

選挙第2号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第12

決定第1号 議席の一部変更について

日程第13

議会議案第2号 暮らせる年金の実現を求める意見書の提出について

## 議会議案第3号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出について

午後2時10分開議

開 議

議長【渡辺旺君】 傍聴の皆様、本会議場にお越し賜り、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、3月6日の開会からきょうまでの長期間にわたり、精力的にご審議していただいているところであります。

本日は最終日でありますので、適切かつ妥当な議決を賜りますようお願いいたします。

会議時間の延長

議長【渡辺旺君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長【渡辺旺君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、6日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

議案一括上程

議長【渡辺旺君】 日程第1、去る3月10日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について〕から議案第42号内灘町道路線の認定についてまでの42議案及び継続審査となっております請願第15号、請願第17号並び

に今期定例会までに受理されました請願第20号、請願第21号、請願第22号を一括して議題といたします。

常任委員長報告

議長【渡辺旺君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

総務常任委員長【清水文雄君】 平成21年第1回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第2号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費、第2条地方債の補正、第3条繰越明許費、第2款総務費第1項総務管理費、第9款消防費第1項消防費、それらについては、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成21年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第11款災害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、

第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14款予備費第1項予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第20号内灘町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号内灘町防災会議条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第22号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第23号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第24号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号内灘町霊園事業財政調整基金条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第27号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成21年3月18日

総務常任委員会委員長 清水文雄

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 平成21年第1回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第2号平成20年度内灘町一般会計補正予算(第5号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第3条繰越明許費、第3款民生費第1項社会福祉費、第10款教育費第2項小学校費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成20年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成21年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号平成21年度内灘町老人保健特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号平成21年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第18号平成21年度内灘町介護保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第28号内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第29号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第30号内灘町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第31号内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第32号内灘町国民健康保険条例の一部

を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第33号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第34号内灘町福祉センターの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第35号内灘町茶室の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第36号内灘町歴史民俗資料館及び内灘町風と砂の館の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第37号内灘町体育施設（野球場等）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第38号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第39号内灘町サイクリングターミナル（軽食堂施設を除く）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第40号内灘町サイクリングターミナル軽食堂施設の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第41号請負契約の締結について〔西荒屋小学校耐震補強・大規模改修工事〕については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第17号暮らせる年金の実現を求めることについては、慎重に審議をした結果、採択することに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第21号国に「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書提出の請願については、慎重に審議をした結果、継続審査とすることに決しました。

請願第22号物価に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出することを求める請願については、慎重に審議をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成21年3月18日

文教福祉常任委員会委員長 能村憲治

議長【渡辺旺君】 北川進産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 北川進君 登壇〕

産業建設常任委員長【北川進君】 平成21年第1回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第2号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成20年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、

妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成20年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成20年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第12号平成21年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成21年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号平成21年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号平成21年度内灘町水道事業会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第42号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっていた請願の審査の結果を報告いたします。

請願第15号新エネルギー低炭化水素酸素ガスを燃料として使用する新技術における研究成果について、国での早急な検証、精査と認証を求める請願書については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出された請願の審査の結果を報告いたします。

請願第20号「緑の社会」への構造改革を求

めることについては、採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成21年3月18日

産業建設常任委員会委員長 北川進

議長【渡辺旺君】 これをもって各常任委員長長の報告を終わります。

### 質 疑

議長【渡辺旺君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

7番、夷藤議員。

〔7番 夷藤満君 登壇〕

7番【夷藤満君】 議席番号7番、夷藤満。

ただいまより文教福祉常任委員長に対し質疑をいたします。

議案第41号請負契約の締結について、お聞きをいたします。

工事の名称、西荒屋小学校耐震補強・大規模改修工事についてお伺いをいたします。

昨年、内灘町立内灘中学校改築工事において、作業中でありました請負業者の真柄建設が突然7月に民事再生を提出し、工事がストップいたしました。皆さんも記憶に残っていると思いますが、当時は石川県全体に激震が走りました。学校という特殊施設で工期及び校庭の変更が非常に困難な施設でありました。しかし、無事に関係者等の協力や努力により、今月3月25日に完成する見通しとなりました。

決して私たちはこの事実を当たり前として受けとめてはならないと思います。そのような危険が常にあると認識を持たなければなりません。

なぜなら、鉄板道路から内灘海水浴場につ

ながるところで、現在、能登有料道路の直線工事に伴う工事のボックスカルバート工事が行われておりますが、この工事の工期は今月10日であるとお聞きしておりましたが、現在、現場では工事は行われておりません。決して工事が完了したわけではありません。これは、請負者である丸石建設が破産宣告を申し立てた結果、工事がストップしているのです。

たまたま昨年7月の真柄建設が破産ではなく民事再生という手段を選んだ結果であり、破産を選択していたら、今現在も内灘中学校の校舎の完成を見ることはなかったかもしれません。

今回の相手業者の状況などをお聞きするつもりはございませんが、石川県を代表する建設会社の真柄建設さんさえ破産し得るこの時代、どこの建設会社でも安全と言えるものではありません。

よって、昨年の経験を生かし、町はこのようナリスクに対しどのような対策をとられているのか、また文教福祉常任委員会での審議においてどのような説明と意見が出たのでしょうか、お聞かせをください。

また、請負金額2億5,515万円の工事費に対し、請負企業としての保証金額はどのくらいあるのか。

また、町からの前渡金として申請があればどれだけの額を支払う考えあるのかもお聞かせいただいで、私の質疑を終わります。

どうかよろしくお願ひいたします。

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 ただいまの夷藤議員の質問に対して、当委員会でも審議された中身の報告をいたします。

契約金額2億2,515万円、これは一般競争入札で行われたと伺っております。すべてこの建設会社については、内灘町の請負契約の条

件に合致しているということで伺って、そういう討議をいたしました。

したがって、我々の常任委員会においては可とすることに決したわけでございます。

以上でございます。

議長【渡辺旺君】 ほかに質疑ありませんか。

12番、八田外茂男さん。

〔12番 八田外茂男君 登壇〕

12番【八田外茂男君】 ただいま夷藤議員が質疑されましたことについて、私ももう一度明確に答弁をいただきたいということで、文教福祉常任委員会の委員長であります能村さんに質疑をさせていただきたいと思います。

議案第41号請負契約の締結について、先ほど夷藤議員が述べられたとおり、私たちは学校という子供たちにとってかけがえのない施設ということで、何らかの安全対策をとっての入札行為に至ったのかということ、夷藤議員も聞かれたと思うんです。だから、そのことを踏まえて、そういう議論があったのかなのか、その辺のお話を聞かせていただきたいと私は思います。

それと、夷藤議員もお聞きしていましたけれども、入札に当たり、当然履行保証をされておるとは思いますけれども、それがいかほどなのか。

また、町が前渡金として支払う可能な金額がいかほどなのか、その辺も含めてお知らせいただくようお願いいたします。

以上です。

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 八田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、前渡金というのは、上限が2,000万円と伺っております。

あとは、総合で870点以上ということで、この建設会社が先ほども述べましたように、内

灘町の請負契約の条件にすべて合致しているということでございます。

以上でございます。

議長【渡辺旺君】 ほかに質疑ございませんか。

12番、八田外茂男さん。

12番【八田外茂男君】 (議席より) 自席のまま、ここで再質問させていただきます。

先ほど前渡金のほうが2,000万円というお話がありましたけれども、私たち産業建設常任委員会の中でも入札制度についていろいろな角度で関係するものですからお聞きしました。

前渡金は4割というような認識はしておるんですけれども、それは間違いなのか。2,000万円で間違いなのか。4割ですと約1億円近くの前渡金が支払われる格好になるとは思いますけれども、その辺の数字が本当に間違いなのかをお聞きしたいのと、もう一つ、要は安全対策としての何らの措置はしていないという考え方でいいのか、それともその辺がどういうふうに判断されているのか、お聞きしたいということをお聞きしたので、その請負契約の契約に基づくというのはわかるんです。それは当然のことですので、新たにそういうリスクに関してのものが加わっているのか、加わっていないのか、その辺をお聞きしたいということなので、再度お願いいたします。

議長【渡辺旺君】 能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 今ほどの質問でございますが、安全対策ということはどういうことなのかよくわかりません。この請負をされた建設会社については、先ほどからも話ししているように、内灘町の請負契約の条件にすべて合致している。

これから先のことについては、私たちは審議をいたしておりません。以前の実績に基づ

いて入札の結果、この建設会社に決まったということでありませう。

なお、上限の前渡金については、2,000万円というのは我々伺っておるところでございます。執行部のほうから。

以上でございます。

議長【渡辺旺君】 ほかに質疑ありますか。13番、中川さん。

〔13番 中川達君 登壇〕

13番【中川達君】 今ほどの担当所管の委員の一人として、今ほどそれぞれの若干の意見の相違がございますので、委員会の総意をいま一度確認すべく、この際、暫時休憩を求めたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

休 憩

議長【渡辺旺君】 それでは、暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後3時06分再開

再 開

議長【渡辺旺君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

能村憲治文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 能村憲治君 登壇〕

文教福祉常任委員長【能村憲治君】 先ほど、まず八田議員の質問に答弁漏れがございました。

まず、前渡金について、4割というのは500万円以上について4割以内。ただし、上限限度額というのは2,000万円ということでございます。

なお、工事期間中の請負契約に対して10%の東日本保証協会というところの保証を受けております。

工事中の工事後の瑕疵については、通常は2年間、そして重大な瑕疵については10年間

の担保をつけるように今後弁護士に相談中と、このようにございませう。

夷藤満議員の質問ですが、今回の議案第41号につきましては、相手、建設会社が先ほど述べているように、請負契約の条件に合致しているということでございます。

なお、この後、今後のことについては当委員会としては特に話し合いはございませうが、順調に工事が進むようにということでございますので、よろしく願いいたします。

議長【渡辺旺君】 ほかに質疑ありますか。質疑なしと認めませう。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

議長【渡辺旺君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

12番、八田外茂男さん。

〔12番 八田外茂男君 登壇〕

12番【八田外茂男君】 先ほど文教福祉常任委員会の委員長に質疑させていただきました件について、議案第41号請負契約の締結についてを反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど委員長の答弁の中にもありましたとおり、870点でしたっけ、点数がある企業であって、町の請負契約の条項には何ら違反するものではないということでありましたけれども、私たち内灘町の議員として、本当に昨年、真柄建設という石川県を代表する企業が破綻を来すような事態に陥っております。その結果、内灘中学という改築工事中の建物が本当にどうなるかと心底私たちは心配したわけでありませう。

たまたまその前期工事と後期工事の間でございました、また夏休み前ぎりぎりという状況でありましたから、さほど影響なく、また工事は続けることができたというのは間違いありません。

今回の西荒屋小学校耐震補強大規模改修工

事につきましては、夏休み中に集中する工事  
であります。そこで、1カ月、もしくは2週  
間等の工期の延長、変更が何らかの場合でト  
ラブルが起きた場合は、その子供たちが本当  
に新年度にちゃんとした環境で事業できる体  
制ができるかということを考えますと、大変  
不安に感ずるわけであります。それにおいて、  
その対策に対して町は何らかの方策をとって  
いないということに関しては、いささかどう  
なのか。やっぱり西荒屋小学校の児童をちゃ  
んとした環境で授業を受ける、やっぱり私た  
ちは環境をつくる責任があるのが議会ではな  
かろうかなと思います。

ここで否決することによって、若干、着工  
がおくれると思いますけれども、入札を再度  
やり直し、早急に臨時議会を開いていただき、  
ちゃんとした形でリスクを分散するような形  
でぜひとも契約をしていっていただきたいな  
という思いで、今回の議案に関しては否決と  
いうことでお願いしたいと。

議員の皆さんもいろんな考え方があろうか  
と思いますけれども、まずやっぱりリスクと  
いうものを明確にし、分散することが私たち  
行政に携わる議会の責任でもあると思います。  
ぜひともそういう立場において否決してい  
ただけることをお願いいたしまして、私の反対  
討論とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありません  
か。

13番、中川達さん。

〔13番 中川達君 登壇〕

13番【中川達君】 議案第41号請負契約の  
締結について〔西荒屋小学校耐震補強・大規  
模改修工事〕ということで、今ほど反対の質  
疑あるいは討論がございましたけれども、こ  
の審議に携わった委員の一人として若干の賛  
成の討論をさせていただきますので、議員各  
位におかれましてはよろしくお願ひをいたし  
ます。

今ほど反対の討論ございました。まさに昨  
今の経済状況あるいは企業情報等々確認いた  
しますと、非常に厳しい状況が今現実のもの  
となってきております。そういった中で、や  
はりこれも仕事そのものの受注量が少ないと  
いう中でお互いがしのぎを削り、ややもしま  
すといろんな形で認識のずれというものがた  
びたび起こり、それがあたかも現実になるよ  
うな、あるいは右往左往するような事態とい  
うのも中にはあろうかと思っております。

そういった中で、やはり一企業として一生  
懸命努力をされている立場上、今ほど能村委  
員長のほうから提示条件あるいはそういった  
町の条件等も今聞き及び、並びに私たちの委  
員会におきましてしっかりとした審議をさせ  
ていただきました。若干の行政のとらえ方が  
少し違い、今ほど修正をさせていただきました。  
そういった中で、この議件に関しましては、  
やっぱりいつときも早く工事をし、しか  
るべく安全に子供たちが通うべく、今、地域  
住民からも求めていられるのは事実だと認識  
をいたしております。そういった中で、今、  
それぞれの質疑ございましたその内容等につ  
いては十二分に私たちも理解をいたしており  
ます。

そういったことも踏まえて、ひとつ間違い  
のない、そして夏休みに休むことなく、子供  
たちがきちとした形で安心・安全で登校で  
きるような施設づくりが今叫ばれております  
ので、ひとつそういった点も踏まえて、ひと  
つ議員各位にはご賛同を賜りますよう、賛成  
の討論にかえさせていただきますので、よろ  
しくお願ひをいたします。

ありがとうございました。

議長【渡辺旺君】 ほかに討論ありません  
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

## 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第2号平成20年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第3号平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第4号平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）、議案第5号平成20年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号平成20年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第7号平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第8号平成20年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第9号平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第10号平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第11号平成20年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第12号平成21年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第13号平成21年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第14号平成21年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第13号、議案第14号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第15号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第16号平成21年度内灘町老人保健特別会計予算、議案第17号平成21年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号平成21年度内灘町介護保険特別会計予算の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第19号平成

21年度内灘町水道事業会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第20号内灘町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第21号内灘町防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第22号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第21号、議案第22号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第23号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例について、議案第24号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第23号、議案第24号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第25号内灘町霊園事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第26号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第27号内灘町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第28号内灘町サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例について、議案第29号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第28号、議案第29号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第30号内灘町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例について、議案第32号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第33号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についての4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号の4議案は原案のとおり可決

されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第34号内灘町福祉センターの指定管理者の指定について、議案第35号内灘町茶室の指定管理者の指定について、議案第36号内灘町歴史民俗資料館及び内灘町風と砂の館の指定管理者の指定について、議案第37号内灘町体育施設（野球場等）の指定管理者の指定について、議案第38号内灘町体育施設（総合体育館等）の指定管理者の指定についての5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号の5議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第39号内灘町サイクリングターミナル（軽食堂施設を除く）の指定管理者の指定について、議案第40号内灘町サイクリングターミナル軽食堂施設の指定管理者の指定についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第39号、議案第40号の2議案は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第41号請負契約の締結について〔西荒屋小学校耐震補強・大規模改修工事〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、議案第42号内灘町道路線の認定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長【渡辺旺君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

まず、請願第15号新エネルギー低炭化水素酸素ガスを燃料として使用する新技術における研究成果について、国での早急な検証、精査と認証を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第15号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第17号暮らせる年金の実現を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第17号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第20号「緑の社会」への構造改革を求めることについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、請願第20号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第21号国に「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書提出の請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第21号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

議長【渡辺旺君】 次に、請願第22号物価に見合う年金引き上げを求める意見書を国に提出することを求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立多数であります。よって、請願第22号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

#### 議案の上程

議長【渡辺旺君】 日程第2、議会議案第1号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題といたします。

#### 提案理由の省略

議長【渡辺旺君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案について提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### 質 疑

議長【渡辺旺君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【渡辺旺君】 次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【渡辺旺君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【渡辺旺君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

休 憩

議長【渡辺旺君】 この際、暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後4時05分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 4時5分になりましたので、それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしくお祈りをいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【水口裕子君】 ただいま議長の渡辺旺さんから議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職許可

副議長【水口裕子君】 追加日程第1、許可第1号議長の辞職許可についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長【向貴代治君】

辞職願

私儀

今般、一身上の都合により議長を辞職いたしたいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年3月18日

内灘町議会議長 渡辺旺

内灘町議会副議長 水口裕子様

副議長【水口裕子君】 お諮りいたします。渡辺旺さんの議長辞職を許可することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【水口裕子君】 起立多数であります。よって、渡辺旺さんの議長辞職は許可することに決定いたしました。

〔16番 渡辺旺君 入場〕

議長辞職のあいさつ

副議長【水口裕子君】 議場に渡辺旺さんがおられます。

ここで、渡辺旺さんより議長辞職に際し、発言を求められていますので、これを許します。

〔前議長 渡辺旺君 登壇〕

前議長【渡辺旺君】 一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年5月に、内灘町議会議長として皆様方のご協力により本日本までの議長の職責を務めさせていただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。

昨年11月に病気により体調を崩し、12月議会を休んで治療に専念をしましてまいりましたが、いまだ完治には至っておらず、何とかこの3月議会を乗り切りたいとの思いで臨みましたが、このまま議長職を続けることは多大なご迷惑をおかけすることになると判断いたしました。議長職を辞することになりました。

議長に就任以来、今日までその職責を務められたのも、議員各位並びに執行部の皆様のご理解とご協力のたまものと存じます。

平成19年から議会改革も皆様方のご協力により委員会運営費用や費用弁償の廃止、また昨年からは毎月、議員協議会を開催するなど改革を進めてまいりましたが、まだ検討課題も残っておりますが、新しい議長のもとで改革の歩みを進めていただきたいと存じます。

今後は一議員として、微力ではありますが町勢の発展に努力を重ねてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。辞任のごあいさついたします。

議員の皆様には、長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

#### 休憩

副議長【水口裕子君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 4 時09分休憩

午後 6 時16分再開

#### 再開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

#### 議事日程の追加

副議長【水口裕子君】 先ほど議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

#### 議長の選挙

副議長【水口裕子君】 追加日程第2、選挙第1号。これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長【水口裕子君】 ただいまの出席議員は15名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番生田勇人さん、2番南和彦さんを指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、立会人に1番生田勇人さん、2番南和彦さんを指名いたします。

投票用紙を配付させます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

じゃ、投票の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

副議長【水口裕子君】 投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

では、立会人の方、お願いします。

投票箱をまず事務局長が点検いたします。

〔投票箱点検〕

副議長【水口裕子君】 よろしいですか。投票箱、異状なしと認めます。

では、ただいまから投票を行いますので、投票を書いてください。

事務局長が氏名を点呼いたします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いいたします。事務局長、お願いします。

〔氏名点呼、投票〕

事務局長【生田康久君】 1番、生田勇人議員。2番、南和彦議員。3番、川口正己議員。4番、藤井良信議員。5番、恩道正博議員。6番、北川悦子議員。7番、夷藤満議員。8番、能村憲治議員。9番、北川進議員。10番、清水文雄議員。12番、八田外茂男議員。13番、中川達議員。14番、南守雄議員。16番、渡辺旺議員。11番、水口裕子議員。

副議長【水口裕子君】 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

これより開票を行いますので、1番生田勇人さん、2番南和彦さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長【水口裕子君】 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票13票、無効投票2票。有効投票13票のうち、

能村憲治さん 11票

北川進さん 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でありますので、よって、能村憲治さんが議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

副議長【水口裕子君】 ただいま議長に当選されました能村憲治さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長就任あいさつ

副議長【水口裕子君】 議長に当選されました能村憲治さんから発言を求められておりますので、これを許します。

議長【能村憲治君】 ただいま議員各位の温かいご支援により、内灘町議会31代目の議長に就任することになりました。大変光栄に思い、責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

この後は、町民の皆様の声を町政に反映させ、よりよい町政をつくっていくことに力を注ぐ所存でございます。

議員の皆様には、どうか今後、円滑な議会運営をしていくためのご協力をよろしくお願いをいたしまして、お礼と就任のあいさつに

かえさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

副議長【水口裕子君】 では、新しく議長になりました能村憲治さんと、この際、議長席を交代いたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

能村議長、議長席にどうぞお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕

休 憩

議長【能村憲治君】 皆様、どうもありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後6時31分休憩

午後7時15分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【水口裕子君】 ただいま議長の能村憲治さんから一身上の理由により、内灘町議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内灘町議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議会運営委員会委員の辞任

副議長【水口裕子君】 追加日程第3、許可第2号内灘町議会運営委員会委員の辞任に

ついてを議題といたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、能村憲治さんの内灘町議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

休 憩

副議長【水口裕子君】 この際、暫時休憩をいたします。そのままお待ち願います。

午後 7 時 16 分休憩

午後 7 時 17 分再開

再 開

議長【能村憲治君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

常任委員会委員長互選

結果報告

議長【能村憲治君】 休憩中に文教福祉常任委員会において委員長の辞任に伴い、委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に来ておりますので、ご報告いたします。

文教福祉常任委員会委員長に北川悦子さん。以上のとおりであります。

議事日程の追加

議長【能村憲治君】 先ほど議会運営委員会委員が 1 名欠けました。

内灘町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 4 として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 4 と

して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任

議長【能村憲治君】 追加日程第 4、選任第 1 号内灘町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、北川悦子さんを指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北川悦子さんを議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

休 憩

議長【能村憲治君】 この際、暫時休憩をいたします。

午後 7 時 19 分休憩

午後 7 時 50 分再開

再 開

副議長【水口裕子君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議事日程の追加

副議長【水口裕子君】 議長の能村憲治さんから一身上の理由により内灘町行財政改革特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内灘町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 5 として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町行財政改革特別委員会

委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 行財政改革特別委員会委員 の辞任

副議長【水口裕子君】 追加日程第5、許可第3号内灘町行財政改革特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、能村憲治さんの内灘町行財政改革特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

#### 議事日程の追加

副議長【水口裕子君】 次に、議長の能村憲治さんから一身上の理由により内灘町環境開発対策特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内灘町環境開発対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町環境開発対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

#### 環境開発対策特別委員会委員 の辞任

副議長【水口裕子君】 追加日程第6、許可第4号内灘町環境開発対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、能村憲治さんの内灘町環境開発対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

#### 議事日程の追加

副議長【水口裕子君】 次に、議長の能村憲治さんから一身上の理由により内灘町議会広報対策特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。内灘町議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 議会広報対策特別委員会委員 の辞任

副議長【水口裕子君】 追加日程第7、許可第5号内灘町議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、能村憲治さんの内灘町議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

〔議長 能村憲治君 入場〕

副議長【水口裕子君】 それでは、ここで議長と交代したいと思います。

〔副議長退席、議長着席〕

#### 議事日程の追加

議長【能村憲治君】 先ほど行財政改革特別委員会委員が1名欠けました。

内灘町行財政改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 異議なしと認めます。よって、内灘町行財政改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 行財政改革特別委員会委員 の選任

議長【能村憲治君】 追加日程第8、選任第2号内灘町行財政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。内灘町行財政改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、渡辺旺さんを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺旺さんを内灘町行財政改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 議事日程の追加

議長【能村憲治君】 次に、内灘町環境開発対策特別委員会委員の選任について、お諮りいたします。

内灘町環境開発対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 異議なしと認めます。よって、内灘町環境開発対策特別委員会委員

の選任についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 環境開発対策特別委員会委員 の選任

議長【能村憲治君】 追加日程第9、選任第3号内灘町環境開発対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。内灘町環境開発対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、渡辺旺さんを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺旺さんを内灘町環境開発対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 議事日程の追加

議長【能村憲治君】 次に、内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任について、お諮りいたします。

内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 異議なしと認めます。よって、内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 議会広報対策特別委員会委員 の選任

議長【能村憲治君】 追加日程第10、選任第4号内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。内灘町議会広報対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、生田勇人さんを指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました生田勇人さんを内灘町議会広報対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

#### 議事日程の追加

議長【能村憲治君】 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、お諮りいたします。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

#### 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長【能村憲治君】 追加日程第11、選挙第2号石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、

議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、能村憲治を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました私、能村憲治を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、私、能村憲治が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

#### 議事日程の追加

議長【能村憲治君】 次に、議席の一部変更について、お諮りいたします。

議長選挙に伴い議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### 議席の一部変更

議長【能村憲治君】 追加日程第12、決定第1号、議席の一部変更についてを議題といたします。

議席9番北川進さんを8番へ、議席10番清水文雄さんを9番へ、議席11番水口裕子さんを10番へ、議席16番渡辺旺さんを11番へ、議席8番、私、能村憲治を16番に変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席を一部変更することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、そのように議席を変更することに決定いたしました。

#### 追加議案の上程

議長【能村憲治君】 追加日程第13、議会議案第2号暮らせる年金の実現を求める意見書の提出について、議会議案第3号「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出についての2議案を一括して議題といたします。

#### 提案理由の省略

議長【能村憲治君】 お諮りいたします。本2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、本2議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

#### 質 疑

議長【能村憲治君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【能村憲治君】 次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【能村憲治君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第2号暮らせる年金の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長【能村憲治君】 次に、議会議案第3号「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【能村憲治君】 起立全員でございます。よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

#### 閉会中継続審査及び調査

議長【能村憲治君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

閉議・閉会

議長【能村憲治君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成21年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、まことにご苦労さまでございます。

午後8時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員